



# 島根県報

平成30年2月13日（火）

第2,979号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者福祉課) 2  
保安林予定森林 (3件) (森林整備課) 2

**【公 告】**

平成30年島根県保育士試験 (前期) の実施 (子ども・子育て支援課) 3

**告 示****島根県告示第63号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成30年 2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社荘苑コーポレーション	居宅介護支援	ケアプランそうえん	浜田市相生町4291-1	平成30年 2月 5日

**島根県告示第64号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市十六島町字高島1426-11
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第65号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
雲南市木次町新市566-2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町新市566-2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第66号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字阿地谷3410、3411-1、3412から3414まで、3426-1、3428、3429、字宮ノ奥3430-1、3430-2、3434-2、3434-3、3435-1から3435-6まで、3436-2、3436-4、3436-5、3437、3438-2、3439、3440、3442、3444-1、3444-2、字道賀奥3663-1、3663-2、3663-6、3664、3666-3、3666-5

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公****告**

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定により、平成30年島根県保育士試験（前期）を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）第3条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第18条の9第1項の島根県指定試験機関である一般社団法人全国保育士養成協議会が行う。

平成30年2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験日程

## (1) 筆記試験

平成30年 4月21日 (土) 午前10時30分から午後 4時30分まで

平成30年 4月22日 (日) 午前10時から午後 4時30分まで

## (2) 実技試験

平成30年 7月 1日 (日)

集合時刻等は、「筆記試験結果通知書」と併せて送付する「実技試験受験票」により通知する。

## 2 試験場所

## (1) 筆記試験

平成30年 2月中旬以降に一般社団法人全国保育士養成協議会ホームページに掲載する。

## (2) 実技試験

平成30年 2月中旬以降に一般社団法人全国保育士養成協議会ホームページに掲載する。

## 3 試験に関する問合せ先

〒171-8536 東京都豊島区高田 3-19-10

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

電話 0120-4194-82 URL <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

## 4 合格発表等

合格者に対して、平成30年 8月12日 (日) までに保育士試験合格通知書を送付する。

なお、筆記試験については、平成30年 6月10日 (日) までに、受験者全員に筆記試験結果通知書を送付する。